平成２６年（フ）第２３号
金沢市諸江町中丁157番地６　諸江チェリーハイツ208号、従前の住所石川県河北郡津幡町字緑が丘１丁目10番地
債務者　沖崎　利暢
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３３号
石川県河北郡津幡町字能瀬ワ55番地19、従前の住所富山市西荒屋121番地１
債務者　兵吾　　守
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１１号
山梨県甲府市下河原町３番51―206号
債務者　望月　智春
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２２号
山梨県甲府市羽黒町1055番地３
債務者　牛山　　初
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２３号
山梨県甲府市相生１丁目15番26号、住民票上の住所山梨県甲府市徳行５丁目10番46号　アウスレーゼ303
債務者　相澤　成江（旧姓甲田）
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５号
長野県松本市大字原48番地１　サンハピネス102
債務者　野村　　亘
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２４号
三重県伊賀市希望ヶ丘東２丁目７番28号
債務者　浅野クリスチーナこと　アサノ　シェイラ　クリスチーナ　オグラ
1　決定年月日時　平成26年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第１２号
三重県桑名市元赤須賀153番地
債務者　梅山　佳奈
1　決定年月日時　平成26年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２１号
三重県四日市市三重２丁目4516番地１、前住所三重県四日市市山城町253番地　セピアガーデン山城103号
債務者　南川　貴志
1　決定年月日時　平成26年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第９１号
京都市下京区西木屋町通五条下る南京極町48番地　ハイツ高橋Ｂ号室
債務者　西村　妙子
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９９号
京都市北区紫竹下緑町54番地
債務者　楢原　一毅
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１００号
京都市南区久世中久世町１丁目74番地１　ルミナス桂川105
債務者　加藤　友梨
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１４４号
京都市伏見区深草ヲカヤ町17番地　プレズィール深草104
債務者　森垣あゆみ
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１６６号
京都市伏見区醍醐御園尾町35番地４　御園ハイツ305
債務者　西平　順子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１７１号
京都市北区紫竹上高才町27番地
債務者　川端　美香
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８３号
兵庫県西宮市東町２丁目４番２―504号
債務者　萬谷　重夫
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係